

【軽自動車税のお知らせ】

動がなくなり乗らなくなつた

バイク、軽自動車、乗用農業機械は有りませんか？

軽自動車税は、毎年4月1日現在の
原動機付自転車・軽自動車・小型特殊
車二輪の小型車の所有者に対して課せ
られる税金です。月割課税制度が無い
ので4月2日以降に譲渡や廃車をして
も、年税額を全額納めていただくよう
になります。また、動かなくなつて、
そのまま放置していたり、盗難に遭い
警察へ届けた後に廃車手続きをしてい
ない場合やナンバープレートを返却せ
ずに廃棄した場合など、廃車手続きを
しない限り、軽自動車税が毎年課税さ
れる事となります。必ず廃車手続きを
行って下さい。

《廃車の手続き届け出先》

廃車の手続きは次の届出先で行つて
ください。種類別に届出場所、必要書
類がちがいます。詳しくは各届出先へ
おたずねください。

・・・種類別の届出先・・・

■原動機付自転車（125cc以下）
小型特殊自動車

役場総務企画課
TEL79-2111

■125ccを超える二輪のもの

中国運輸局岡山運輸支局
岡山市藤原24-1
TEL 086-273-2111

■軽自動車

軽自動車検査協会岡山事務所
岡山市久米178-3
TEL 086-245-3600

《廃車の手続きについて》

軽自動車の廃車は次のようになります。

① 転 出…西栗倉村の登録を抹消し

て、他の市町村のナンバ
ープレートの交付を受け
る場合。

② 譲 渡…他の人に譲る場合。

③ 廃 棄…登録を抹消し車体を廃棄
する場合。

④ 盗難紛失…ナンバープレートが盗難
又は紛失した場合。



《役場で廃車手続きできるもの》

◎原動機付自転車（125cc以下）

◎小型特殊自動車

手続きに必要なものは、ナンバー
プレート・標識交付証明書・所有者
の印鑑・身分証明書（運転免許証な
ど）です。ただし、次の場合は、別
に必要なものが有ります。

※盗難紛失の場合は、警察へ被害届を
提出すると発行される「盗難届出受
理証明書」を提出してください。

※盗難以外の理由で、ナンバープレ
ーが返却できない場合は、廃車申告
書に返却できない理由の記入と、弁
償金2000円が必要となります。

平成18年4月1日から、岡山県の事務・権限の一部が、西栗倉村に移譲され、事務の「担当窓口」が変わります。

事務の担当窓口

西栗倉村に移譲された事務

	平成17年度まで岡山県	平成18年度から西栗倉村
鳥獣の保護及び狩猟の適正化（農林水産業被害防止目的） ■次の野生鳥獣の捕獲等の許可 カワウ・ゴイサギ・ダイサギ・コサギ・アオサギ・マガモ コガモ・カルガモ・ヒドリガモ・トビ（鳥類10種）	美作県民局森林課 ☎0868-23-1384	西栗倉村役場 産業建設課 ☎79-2111
耕作目的の農地の権利移動の許可 ■農地法第3条第1項の規定による農地及び採草放牧地に係る 所有権の移転等の許可 ■上記許可に係る立入調査、通知及び報告の徴収等	美作県民局農業振興課 ☎0868-23-1469	
未熟児の訪問指導に関する事務 ■未熟児の訪問指導 ■低体重児の届出受理	勝英保健所保健課 ☎72-0911	西栗倉村役場 保健福祉課 ☎79-7100
未熟児の養育医療に関する事務 ■養育医療給付申請書の受理 ■養育医療継続申請書の受理 ■養育医療券記載事項変更届の受理 ■養育医療券再交付申請の受理	岡山県庁障害福祉課 ☎086-226-7345	美作市消防本部 ☎72-0119
身体障害者相談員の委託 知的障害者相談員の委託	美作県民局協働推進室 ☎0868-23-1214	
煙火（花火）に関する火薬類の消費許可等 ■煙火の消費の許可 ■煙火の消費場所への立入検査	岡山県庁市町村課 ☎086-226-7271	西栗倉村役場総務企画課 ☎79-2111
村区域内の字の区域変更等 ■字の区域変更等の届出の受理 ■字の区域変更等の告示	岡山県教育委員会文化財課 ☎086-226-7601	西栗倉村教育委員会 ☎79-2216
国・県指定史跡名勝天然記念物の現状変更許可等 （軽微な変更に係るもの）		